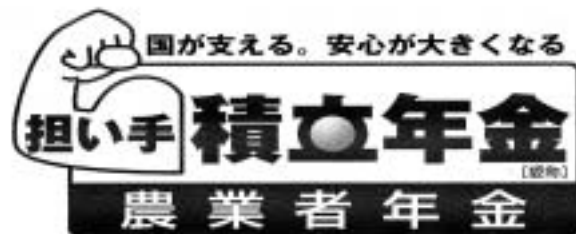


# 老後の安心

## 新しい農業者年金に加入しましょう



農業引退後の長い老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全・安心な公的年金です。

### 農業者年金の特徴

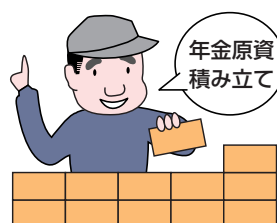
#### 1 農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。



#### 2 少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

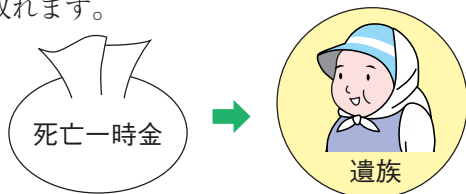
自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



#### 3 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、遺族が死亡一時金として受け取れます。



#### 4 税制面でのメリットがあります

支払った保険料は全額(年額最高80万4千円)社会保険料控除(所得控除)の対象となります。受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



### 農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、最高216万円)があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

### 加入者全員が共通して受給する年金は農業者老齢年金です

納めた保険料とその運用益を基礎とする年金で、加入者全員が65歳から無条件に受給できます(国民年金と同様、希望により60歳からの繰上受給も可能)。

#### 農業者老齢年金と特例付加年金



加入の申し込みやご相談は、町農業委員会事務局または最寄りのJAまで

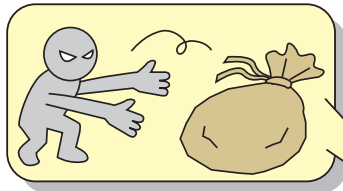
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

# 遊休農地のない農村づくりをめざしましょう！

遊休農地が発生すると

環境の悪化につながります

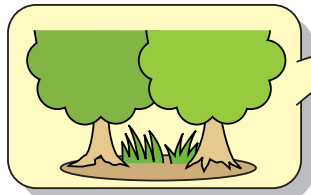
産業廃棄物等の不法投棄



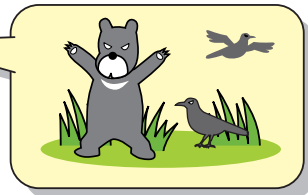
火災の発生



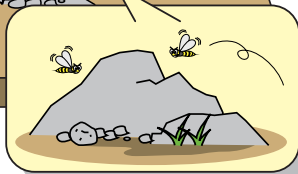
雑木・雑草の繁茂



鳥獣害の発生



病害虫の発生、土砂等のたい積



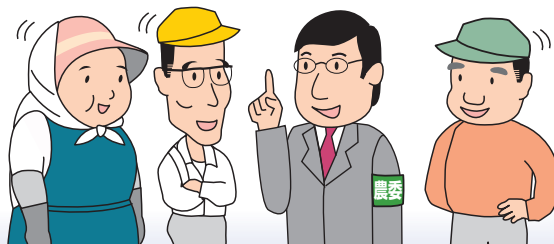
## 遊休農地の発生防止・解消を図るには

**「農地は荒らさずに耕作するもの」との基本原則を守りましょう！**

**遊休農地の解消対策に積極的に参加しましょう！**

- 「農地は荒らさずに耕作する」ことが原則です。自ら耕作できない場合は、担い手への利用集積を図りましょう。
- 農地の管理・活用についての相談は、地元の農業委員や農業委員会事務局に問い合わせましょう。

- 地域で行われている「一斉耕起の日」や「遊休農地ボランティア」など、地域ぐるみの取り組みに積極的に参加しましょう。
- 農業委員会や関係機関が開催する集落座談会などに参加し、遊休農地の利活用についてアイデアを出し合いましょう。



町農業委員会 事務局 ☎0187(84)4913